

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 6月22日

【会社名】 株式会社メイテック

【英訳名】 MEITEC CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 國 分 秀 世

【本店の所在の場所】 名古屋市西区康生通二丁目20番地 1
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の東京本社において行っております。)

【電話番号】 052(532)1811

【事務連絡者氏名】 経理部長 山 下 徹

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂八丁目 5 番26号
(東京本社)

【電話番号】 03(5413)2602

【事務連絡者氏名】 経理部長 山 下 徹

【縦覧に供する場所】 株式会社メイテック 東京本社
(東京都港区赤坂八丁目 5 番26号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年6月18日開催の当社第42回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当（第42期期末配当）の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金67円 総額2,029,116,105円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月19日

第2号議案 定款一部変更の件

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」が本年度中に施行予定であることを踏まえ、当該改正により特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となることに伴い、定款第2条（目的）の一部を変更する。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款第27条（取締役の責任免除）及び第35条（監査役の責任免除）の一部を変更し、さらに、規定の明確化を図るため、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、以下の9名を選任する。

國分秀世、米田洋、中島清雅、上村正人、永坂英宣、小笠原昭喜、六郷裕之、清水三七雄、岸博幸

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、齋藤雅俊を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、國部徹を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	257,089	3,021	42	(注)1	可決 (98.32%)
第2号議案	258,742	1,367	42	(注)2	可決 (98.95%)
第3号議案					
國分 秀世	256,577	3,532	42	(注)3	可決 (98.12%)
米田 洋	256,739	3,370	42	(注)3	可決 (98.18%)
中島 清雅	257,044	3,065	42	(注)3	可決 (98.30%)
上村 正人	257,063	3,046	42	(注)3	可決 (98.31%)
永坂 英宣	257,064	3,045	42	(注)3	可決 (98.31%)
小笠原 昭喜	257,064	3,045	42	(注)3	可決 (98.31%)
六郷 裕之	257,023	3,086	42	(注)3	可決 (98.29%)
清水 三七雄	257,212	2,897	42	(注)3	可決 (98.36%)
岸 博幸	256,182	3,927	42	(注)3	可決 (97.97%)
第4号議案					
齋藤 雅俊	253,039	7,071	42	(注)3	可決 (96.77%)
第5号議案					
國部 徹	260,068	42	42	(注)3	可決 (99.46%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の多数の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 決議の結果(賛成の割合)の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案に対しての賛成、反対及び棄権の確認が取れた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認が取れていない議決権数は加算しておりません。

以 上